

令和3年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」 Q&A

令和4年5月30日時点

番号	カテゴリ	質問	回答
1	対象者	「出国を待機している学生が含まれていること」という条件があったが、「日本留学を目指している学生が含まれていること」これは条件を満たすか。 補足：留学を目指していますが、本校への入学は決定していません。そうした学生を教える授業が該当するか知りたいです。	本事業の対象は、日本語教育機関への出願資格要件を満たし、日本語教育機関が日本留学への意思を確認した者を最低1名含めることが要件です。加えて令和5年度に出願資格要件を満たす見込みの者を対象に含めることを可とすることです。学校が決まっているとは書いてありません。上記の対象者が参加していれば、国内に在籍する留学生や、生活者、就労者として学ぶ意欲がある外国人など、海外の留学生以外の日本語学習者が対象に含まれていても構いません。
2	対象者	受講対象者についてですが、入国待機者を1名含むことが本事業の要件だと思いますが、入国待機者は、当校の入学許可を受けていけばよいのか、それともCOE（在留資格認定証明書）の交付まで受けている必要があるでしょうか？	本事業の対象は、日本語教育機関への出願資格要件を満たし、日本語教育機関が日本留学への意思を確認した者を最低1名含めることが要件です。加えて令和5年度に出願資格要件を満たす見込みの者を対象に含めることを可とすることです。入学が決まっている必要があるとは書いてありません。
3	対象者	受講対象者に関する質問です。当校の設置コースは進学コースのみであるため、当校の入国待機者は進学コースへの入学予定者ということになります。この場合、実施できる目的（申込書の日本語機関の実証内容のシートの【目的】）は、進学のみということになりますでしょうか？それとも、入国待機者が進学コースへの入学予定者であっても、例えばカリキュラムが「一般」や「就職」であり、入国待機者以外の受講生が「一般」「就職」の学習対象者に該当すれば、「一般」「就職」を目的とするプログラムを実施できるのでしょうか？	上記の対象者が参加していれば、国内に在籍する留学生や、生活者、就労者として学ぶ意欲がある外国人など、海外の留学生以外の日本語学習者が対象に含まれていても構いませんので、進学コースに限らず多様なコースの実証・実証は可能です。
4	対象となる活動	現地日本語教育機関への教育指導を依頼されています。具体的には、教師教育、現地教員との教材開発、会議、カリキュラム作成等が含まれます。これは対象に含まれますか。	オンライン教育の対象は学生です。現地日本語教育機関は対象ではありません。
5	対象となる活動	本校内での教材開発を進める計画があります。具体的には、オンラインも視野に入れた教材開発です。この事業は、対象に含まれますか。	オンライン教育のための教材開発は事業の対象となります。申請時に具体的な計画を記載した業務計画書を経費明細と合わせてご提出下さい。実証授業コースのレベルや目的に合っているかも含め、事務局・文化庁の審査によって実施いただけるか判断させていただきます。
6	対象となる活動	Homepageの刷新。海外向けのコンテンツ充実などを進める計画があります。この事業は、対象に含まれますか。	オンライン教育実証に参加いただく学生募集告知は、事業の対象となります。但し、ホームページの刷新全てが対象にはなりませんのでご注意下さい。具体的業務計画書を提出して下さい。
7	対象となる活動	参考図書は購入してもいいでしょうか。事業終了後、図書は学校のものとしてもいいでしょうか。	参考図書の購入は消耗品費として認められます。ただし、本事業実施に使用する資料に係る経費のみとし、委託事業実施以降に別の目的で使用できるものは計上できません。 ※辞典類、出張先の係るガイドブック等、基礎的な書籍購入は認められません。また、シリーズ本のみ買い揃えは認められない場合がありますのでご留意ください。 【参考】※消耗品費規定 ・耐用年数が1年未満の物品や図書 ・耐用年数が1年以上の物品・図書のうち、1品または1組の購入価格が5万円未満（税込）のもの
8	対象となる活動	姫路城の教材の件です。沖縄県の日本語学校をPL活動もするのに姫路城を使うことに疑問が生まれました。沖縄県独自の映像を使うことはできますか。	姫路城のDX教材につきましては、特定の学校様のご要望に合わせたエリアへの変更は対応できません。「VR技術を駆使した動画教材」「訪日外国人に人気の世界遺産である姫路城の歴史・文化について学べる」という本教材の狙いにご賛同いただけるようでしたら、ご活用いただけますと幸いです。
9	対象となる活動	公募2の予算の範囲内で、沖縄の世界遺産教材を独自制作できますか。	オンライン教育のための教材開発は事業の対象となります。申請時に具体的な計画を記載した業務計画書を経費明細と合わせてご提出下さい。実証授業コースのレベルや目的に合っているかも含め、事務局・文化庁の審査によって実施いただけるか判断させていただきます。
10	対象となる活動	実証事業教材制作の件です。公募2の予算の範囲内で、オンライン講座教材を独自作成できますか。	作成いただくことは可能です。申請時に具体的な計画を記載した業務計画書を経費明細と合わせてご提出下さい。実証授業コースのレベルや目的に合っているかも含め、事務局・文化庁の審査によって実施いただけるか判断させていただきます。
11	対象となる活動	業務委託契約書を締結することになっていると理解していますが、申請前に業務の範囲について知りたいので、ご提示ください。	業務範囲につきましては、各学校によって異なるかと思っておりますので、申請いただき文化庁の承認が出た内容をもとに契約書を作成・締結する流れとなります。 【例】 「授業・セミナーの実施」「カリキュラム・教材の作成」「日本語教師研修」「受講者募集等の告知」等。また、それに付随する実績報告・経費精算
12	対象となる活動	本校で既に独自開発した教材（反転学習用VTR）を使用して、授業をすることは可能でしょうか。既に開発した教材を使用した場合、著作権は本校で維持できますでしょうか。	既に開発済みの教材を使用しての授業も対象となりますが、本事業の対象期間に開発されたものではないので開発費等の費用計上は不可となります。著作権については、本事業の対象期間に開発されたものではないので御校の帰属となります。
13	対象となる活動	「自主事業」の内容はオンライン実証として実施する授業（またはその一部）という理解でよろしいでしょうか。ほかの採択団体では、「実証モデル」として、おそらくバックのような教材が何パターンかご提示され、それを日本語学校がクラスや学習者に合わせて選択するようなものでした。 御社の説明会では、ご紹介いただいた「自主事業」（まなべる・とらべる、など）をいくつか好きに組み合わせ、日本語学校が授業を組み立てていくように感じました。それとも、また別のオンライン授業教材がご提示されるのでしょうか。	当社の自主事業（教材）は、各日本語学校様が実施するオンライン実証授業にてご自由に組み合わせご活用いただく想定でご用意しております。 当社でご用意した教材をご活用いただく場合は、事業完了時に教材を利用した評価や実証内容の報告書をご提出いただくことが必須となります。 各教材の概要と条件等につきましては、説明会にて使用した資料をお送りしますので、ご確認ください。 また、説明会でご紹介したものの以外のオンライン教材のご提示は予定しておりません。
14	対象となる活動	学生募集の一環として、現地エージェントを通して学校紹介やオンライン授業を行いたいと考えております。その際、現地エージェントに支払う費用は、再々委託費として計上することは可能でしょうか。	実証事業の告知は認められます。 現地エージェントが実施するオンライン授業は認められません。
15	対象となる活動	実証事業における時間数はリアルな時間なのでしょうか。例えば、私どもの普通の授業では1コマ＝45分ですが、この場合の1時間は1コマなのか1時間なのかを伺いたいです。また、休み時間はその時間には含まれるのでしょうか。2時間授業の場合、10分の休み時間を挟むと、計2時間10分になるのでしょうか。	規定により1コマではなく、休憩時間は含まれません。
16	対象となる活動	J L P T や E J U などの問題を解く際に、市販の教科書を教材として使用するのはいずれ難しいでしょうか。	市販の教材をそのまま使用する際は著作権に注意してください。先生が資料として活用するのは問題ありません。

17	対象となる活動	実証事業として、日本留学試験対策授業を考えています。 総合科目などの日本語以外の授業も実証事業に入れてよろしいでしょうか？	総合科目等は、授業科目「その他」として「聞くこと」「読むこと」などの言語活動に位置づけられると思いますが、参照枠のレベルや言語活動をどのように設定するか、十分検討の上、実証を行う必要があります。
18	対象経費	中国在住の学生のオンライン授業において学生が使用するタブレットを現地の業者でレンタルし、当学院が当該現地業者に対して現地で現金で支払った場合、実証事業の経費として計上することはできますか？	待機学生に何かを貸与することは経費として認められません。
19	対象経費	非常勤教員のオンデマンド教材の作成、オンライン授業教材作成は、請求可能でしょうか。また謝金の目安を教えてください。	可能です。文化庁が示す参考単価に基づき計上する場合は適用した単価区分と数量を、国内の優れた指導者等、それ以外の単価の場合は、内部規程等の算出根拠の提出が必要です（必要に応じて理由書を添付するなど、妥当性について付記してください）。
20	対象経費	非常勤教員の交通費も請求できますでしょうか。	申込書の賃金内訳書に従事時間数などと合わせて記載して下さい。但し常勤の方など、既に通勤費を支給されている場合は対象になりません。この事業だけのための通勤費は請求できます。請求時に支払証明書類が必要になりますので、ご注意ください。スイカやイコカのようなICカード乗車券は、利用履歴が印字できますので便利です。
21	対象経費	教育モデル作成にあたり、何度か会議を行う予定です。 会議費は時給7,000円、日額14,000円とありますが、会議は1人1回のみでしょうか。 複数回にわたる場合は、謝金はどのようになりますでしょうか。	外部有識者の出席する会議開催等のみ計上できます（受託者の内部職員のみ会議には計上できません）
22	対象経費	当校では、この機会に当校のオリジナルテキスト電子化、電子イラスト教材の作成、オンデマンド教材の作成をしたいと思っております。 こちらを複数の非常勤教員に依頼することを考えております。 以前いただきましたご回答では、賃金で計上するようお願いいただきましたが、非常勤教員は、月給制ではありませんので、時給の算出方法がわかりません。	雇用契約のない外部の方に支払うものは、諸謝金に計上して下さい。 諸謝金は、文化庁が示す参考単価に基づき計上する場合は適用した単価区分と数量を、国内の優れた指導者等、それ以外の単価の場合は、内部規程等の算出根拠の提出が必要です（必要に応じて理由書を添付するなど、妥当性について付記してください）。
23	対象経費	教室に関する質問です。本事業の実施にあたり、通常の校舎の教室ではなく本事業のために教室を賃貸することを検討しています。この場合、当然、教室は法務省告示校として届け出た教室ではない教室を使用することになりますが、申込書の記載例から問題ないと解してよいように思われますが、そうした理解でよろしいでしょうか？また、その場合、何か教室の要件等ありますか？	その理解で問題ございません。レンタル料見積書をご提出いただき、事務局で確認させていただきます。
24	手続き(申請・精算等)	当校は10期150時間のオンライン日本語コースを企画しております。 申請書の入力補助シートの「実証の実施時期」の欄ですが、3タームしか書き込みができません。10期の申請は可能でしょうか。またどのように記載すればいいでしょうか。	期数については契約締結～12月末までの期間であれば、特に制限はございません。
25	手続き(申請・精算等)	非常勤教員が授業を行った時の交通費ですが、授業については謝金に当たると思いますが、交通費はどのように計上すればいいでしょうか。	諸謝金には交通費は含まれません。精算時には作業日報と支払証明書類のご提出が必要となります。
26	手続き(申請・精算等)	プリンターナーやコピー用紙などは、記録が必要でしょうか。	記録が必要です。精算時に「領収書」又は「請求書+支払証明書類」をご提出いただく必要がございます。
27	手続き(申請・精算等)	再委託申込書は複数申請予定であっても1校1ファイル提出でよろしいでしょうか。 実施時間等が実施コースごとに異なる想定でしたので複数提出の場合をご教示いただけますと幸いです。	基本的には1校1ファイルでのご提出になります。 申込書のP4に実施コースを複数入力できるようになっております。
28	手続き(申請・精算等)	業務計画書の事務担当者と監査及び会計担当者は同一でもよろしいでしょうか。	監査担当者は他の職と兼ねることはできません。
29	手続き(申請・精算等)	監査担当者は、法人の監査役のことですか。	法人の監査役になります。
30	手続き(申請・精算等)	適正校であるか、ないかの判定は、どの資料で判断されるのですか。 この資料はどこから取り寄せるのですか。 適正校であることの証明の申請書はあるのですか。	入管庁からの適正校の通知などの写しを申込書と一緒にメールにて事務局までお送りください。コロナウィルスによる留学生減少により令和3年において適正校でなくなった「法務省告示校」である場合は、申請時に留学生数が減少した明確な理由を具体的に説明いただく必要がございます。
31	手続き(申請・精算等)	再委託経費の中に「学生募集のための来日予定者に対する告知、学校紹介」の予算を記入するようにとの記載がございましたが、これに関しては日本語教育のコースの中に入れてもよいのでしょうか。	コースの中に入れる必要はありません。告知広告等で外部業者に業務を委託する場合は、雑役務費として計上して下さい。
32	手続き(申請・精算等)	説明会で「自主事業」としてご紹介いただいた内容は、日本語学校が御社に「申請」し、「採択」された際に参加・使用ができるもの、との認識で間違いありませんでしょうか。	その認識で間違いございません。
33	手続き(申請・精算等)	実証の実施時期についてですが、申込書のフォーマットにもともと書かれているままの日付で提出してもいいのでしょうか。この実証時期というのはオンライン授業を行っている期間なのか、教材の準備や告知、報告を含めた期間なのかお教えください。	契約締結～12月末までの期間であれば特に制限はございません。 また、教材の準備・告知・報告を含めた期間となります。
34	手続き(申請・精算等)	第1期には何かを終えていなければいけないなどがあるのでしょうか。	特にございません。
35	手続き(申請・精算等)	本校は新規校となりますが、申請は可能でしょうか。 その場合、何か条件や追加書類等ありますか？	新規校は、令和4年2月10日に告示された日本語教育機関までを対象とします。 証明書類として入管庁からの告示校の通知などの写しをご提出ください。
36	手続き(申請・精算等)	コースの途中での内容変更はできないとのことでしたが、ハイブリッドをオンラインに変更するなどのスタイル変更もできないのでしょうか。	教育方法の途中変更は原則としてできません。事前によく計画して提出してください。

37	その他	パソコンに関してですが、3台・3箇月間は貴社から無料でレンタルできるのですが、有料であればその後も本事業終了までレンタルを続けることが可能でしょうか？また、可能であれば、その場合の費用はどの程度になるでしょうか？	大変申し訳ありませんが、事務局でご提供できるプランは3カ月までとなります。期間を延長される場合は有料となり、弊社が紹介する会社と直接取引していただく必要がありますので、ご希望の場合は別途ご案内いたします(借損料にて申請可)
39	その他	コーディネートの内容ですが、オンライン講座の教材制作のコーディネート オンライン講座配信の設営、管理、報告、評価等のコーディネート 申請事務等の業務委託のコーディネートを3人の人材で担っていいですか。	それぞれの業務に対し、3人の人材で担っていただいて問題ありません。
40	その他	オンデマンド教材を作成し事前学習をし、オンラインで授業を行うことを考えています。(非同期+同期型) その場合、オンライン、ハイブリッド、オンデマンド、ハイフレックスのどれに当たりますか。	オンデマンド型です。